

小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の 人権擁護に関する条例制定について

<条例制定の目的>

一人ひとりが互いを思いやり、人権尊重および個人情報やプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、感染を理由とした偏見や差別的な言動に同調したり根拠のあるなしに関わらず情報を拡散させることなく、正しい理解と正確な情報に基づき行動し、人権侵害被害等を出さないために、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、一人ひとりが、社会を支えるすべての人に感謝の気持ちを持ち、互いに支え合うまち小牧市を実現するため、ここにこの条例を制定するものです。

<条例制定の経緯>

令和2年11月	パブリックコメント実施（30日間）
令和2年12月	令和2年第4回定例会に上程
令和2年12月	条例施行（予定）

<条例の主な内容>

- 1 趣旨
- 2 定義
- 3 市の責務
- 4 市民の責務
- 5 事業者の責務

【問合せ先】

市民生活部 防災危機管理課 (0568)76-1171